

福岡県公報

平成20年3月21日
第2800号

目次

告示(第454号—第464号)

福岡県営住宅の駐車場の利用料金等の承認 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (商業・地域経済課) 1
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (商業・地域経済課) 1
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (商業・地域経済課) 2
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (商業・地域経済課) 2
都市計画事業の事業計画の変更の認可 (公園街路課) 2
都市計画事業の事業計画の変更の認可 (公園街路課) 2
都市計画事業の事業計画の変更の認可 (公園街路課) 3
都市計画事業の事業計画の変更の認可 (公園街路課) 3
都市計画事業の事業計画の変更の認可 (公園街路課) 3
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (治山課) 3
瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置の許可の申請 の概要 (環境保全課) 4
公 告	
競争入札の参加者の資格等 (総務事務センター) 7
一般競争入札の実施 (教育庁教職員課) 9
意見募集の結果の公示 (労働政策課)12
建設業の営業の一部停止 (建築指導課)12
意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 (経営金融課)13

告 示

福岡県告示第454号

福岡県営住宅条例(平成9年福岡県条例第69号)第68条第2項及び第3項の規定に基づき、福岡県営住宅の駐車場の利用料金等を承認したので、同条第4項の規定により次のように公示する。

平成20年3月21日

福岡県知事 麻 生 渡

名称、位置及び利用料金等

名 称	位 置	駐 車 料 等		承認年月日
		利用料金 (月額)	保 証 金	
福岡県営相田住宅	飯塚市	3,000円	9,000円	平成20年1月28日
福岡県営大浦住宅	田川市	2,500円	7,500円	平成20年1月28日
福岡県営新地住宅	行橋市	3,000円	9,000円	平成19年12月12日
福岡県営青豊住宅	豊前市	3,500円	10,500円	平成19年9月27日
福岡県営ゆうひが丘住宅	嘉麻市	3,000円	9,000円	平成19年12月17日
福岡県営鴨生藤見台住宅	嘉麻市	3,000円	9,000円	平成20年2月20日
福岡県営兼松住宅	八女郡立花町	2,500円	7,500円	平成19年9月7日

福岡県告示第455号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成20年3月21日

福岡県知事 麻 生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 サニー吉井ショッピングセンター
 (2) 所在地 福岡県うきは市吉井町鷹取字宮井56番1 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
 意見なし

福岡県告示第456号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成20年3月21日

福岡県知事 麻 生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 サニー須恵店
 (2) 所在地 福岡県糟屋郡須恵町大字須恵字赤坂488番1号

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
 意見なし

福岡県告示第457号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成20年3月21日

福岡県知事 麻 生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 西友志免店
 (2) 所在地 福岡県糟屋郡志免町志免中央3丁目4-1

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
 意見なし

福岡県告示第458号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成18年3月福岡県告示第677号北九州市計画道路事業3・4・65号曾根苅田線、3・4・180号曾根行橋線、3・5・197号朽網駅前線及び8・7・14号歩行者専用道路14号線並びに北九州市計画駐車場事業9号朽網駅西口自転車駐車場〔北九州市施行〕の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成20年3月21日

福岡県知事 麻 生 渡

1 事業施行期間

平成13年12月5日から平成23年3月31日まで

2 事業地

- (1) 収用の部分
 平成18年3月福岡県告示第677号の事業地に同じ
 (2) 使用の部分
 平成18年3月福岡県告示第677号の事業地に同じ

福岡県告示第459号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成15年7月福岡県告示第1322号北九州市計画道路事業3・2・9号7号線〔北九州市施行〕の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成20年3月21日

福岡県知事 麻生 渡

1 事業施行期間

平成15年7月18日から平成23年3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分

平成15年7月福岡県告示第1322号の事業地に同じ

(2) 使用の部分

平成15年7月福岡県告示第1322号の事業地に同じ

福岡県告示第460号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成16年3月福岡県告示第566号北九州都市計画道路事業3・3・18号3号線【北九州市施行】の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成20年3月21日

福岡県知事 麻生 渡

1 事業施行期間

平成10年3月25日から平成23年3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分

平成16年3月福岡県告示第566号の事業地に川湫町を加える

(2) 使用の部分

平成16年3月福岡県告示第566号の事業地に同じ

福岡県告示第461号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成18年3月福岡県告示第683号北九州都市計画道路事業3・4・70号陣原穴生線【北九州市施行】の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定

により次のように告示する。

平成20年3月21日

福岡県知事 麻生 渡

1 事業施行期間

平成11年5月26日から平成24年3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分

平成18年3月福岡県告示第683号の事業地に同じ

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第462号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成18年3月福岡県告示第681号北九州都市計画道路事業3・3・38号野面木屋瀬線【北九州市施行】の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成20年3月21日

福岡県知事 麻生 渡

1 事業施行期間

平成6年2月16日から平成24年3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分

平成18年3月福岡県告示第681号の事業地に同じ

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第463号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成20年3月21日

福岡県知事 麻 生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

朝倉市須川字合ノ坂100

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第464号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定によりその概要を次のように告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成20年3月21日から同年4月11日までの間、福岡県環境部環境保全課及び豊前市生活環境課において公衆の縦覧に供する。

平成20年3月21日

福岡県知事 麻 生 渡

申請の概要

1 申請者の名称、住所及び代表者の氏名

名 称 大分製紙株式会社

住 所 大分県大分市錦町二丁目15番27号

代表者の氏名 代表取締役社長 田北 裕之

2 事業場の名称及び所在地

名 称 大分製紙株式会社 豊前工場

所 在 地 豊前市大字沓川312番地

3 設置しようとする特定施設に関する事項

種 類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の23の二に掲げる施設（パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であって蒸解施設）		
能 力	200,000kg / 日		
工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後		
工 事 完 成 予 定 年 月 日	許可後2ヶ月		
使 用 開 始 予 定 年 月 日	完成後		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	24時間		
使用時間の季節的変動の概要	無し		
特定施設の使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	項 目	通 常	最 大
	水 素 イ オン 濃 度	7.1～7.2	
	生物化学的酸素要求量(mg / ℓ)	890	1,000
	化学的酸素要求量(mg / ℓ)	640	800
	浮 遊 物 質 量(mg / ℓ)	1,000	1,200
	窒 素 含 有 量(mg / ℓ)	15	20
	り ん 含 有 量(mg / ℓ)	1.2	1.5
	汚 水 量(m ³ / 日)	3,500	3,500

4 設置しようとする特定施設から排出される汚水等の処理に関する事項

種 類	4クラリファイヤー（通称：青タン）
型 式	中心軸駆動式沈殿槽
構 造	円筒鉄製
主 要 寸 法	直径10m × 高さ11m

能力	10,000m ³ /日				
処理方式	凝集沈殿				
工事着手予定年月日	既設				
工事完成予定年月日	既設				
使用開始予定年月日	既設				
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	連続24時間				
使用時間の季節的変動の概要	無し				
汚水等の処理施設の使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	項目	処理前		処理後	
		通常	最大	通常	最大
	水素イオン濃度	7.3~7.8		6.5~7.0	
	生物化学的酸素要求量(mg/l)	560	600	200	250
	化学的酸素要求量(mg/l)	550	590	160	200
	浮遊物質(mg/l)	2,700	3,000	20	40
	窒素含有量(mg/l)	3.8		2.9	
	りん含有量(mg/l)	0.3		0.2	
	汚水量(m ³ /日)	10,000	12,000	10,000	12,000

種類	クラリファイヤー (通称:鉄工クラリ)
型式	モジュール (充填材)
構造	長方形鉄製
主要寸法	縦6m×横9m×高さ6m
能力	4,000m ³ /日
処理方式	凝集沈殿
工事着手予定年月日	既設
工事完成予定年月日	既設
使用開始予定年月日	既設
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	連続24時間
使用時間の季節的変動の概要	無し

汚水等の処理施設の使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	項目	処理前		処理後	
		通常	最大	通常	最大
	水素イオン濃度	7.0~8.0		6.0~6.5	
	生物化学的酸素要求量(mg/l)	1,300	1,600	400	600
	化学的酸素要求量(mg/l)	1,200	1,400	600	700
	浮遊物質(mg/l)	2,000	3,000	100	150
	窒素含有量(mg/l)	9.2		7.1	
	りん含有量(mg/l)	0.4		0.5	
	汚水量(m ³ /日)	3,500	3,500	3,500	3,500

種類	デルパック				
型式	生物処理 散水濾床				
構造	鉄筋・木製 (ボックスタイプ)				
主要寸法	縦13.2m×横22m×高さ6.2m				
能力	6,000m ³ /日				
処理方式	活性汚泥				
工事着手予定年月日	既設				
工事完成予定年月日	既設				
使用開始予定年月日	既設				
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	連続24時間				
使用時間の季節的変動の概要	無し				
汚水等の処理施設の使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	項目	処理前		処理後	
		通常	最大	通常	最大
	水素イオン濃度	6.5~7.0		6.8~7.8	
	生物化学的酸素要求量(mg/l)	430	520	50	70
	化学的酸素要求量(mg/l)	330	400	82	92
	浮遊物質(mg/l)	40	60	30	50
	窒素含有量(mg/l)	4.7			

りん含有量(mg/l)	0.3				
汚水量(m ³ /日)	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000

種類	サンジェッター				
型式	生物処理 酸化曝気				
構造	鉄筋コンクリート				
主要寸法	縦19m×横6.8m×高さ5.5m				
能力	5,000m ³ /日				
処理方式	活性汚泥				
工事着手予定年月日	既設				
工事完成予定年月日	既設				
使用開始予定年月日	既設				
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	連続24時間				
使用時間の季節的変動の概要	無し				
汚水等の処理施設の使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	項目	処理前		処理後	
		通常	最大	通常	最大
	水素イオン濃度	6.5~7.0		6.8~7.8	
	生物化学的酸素要求量(mg/l)	430	520	50	70
	化学的酸素要求量(mg/l)	330	400	82	92
	浮遊物質(mg/l)	40	30	30	50
	窒素含有量(mg/l)				
	りん含有量(mg/l)				
汚水量(m ³ /日)	3,000	4,000	3,000	4,000	

種類	5クラリファイヤー				
型式	中心軸駆動式沈殿				
構造	円形鉄筋コンクリート				
主要寸法	直径16m×高さ4.5m				

能力	6,000m ³ /日				
処理方式	活性汚泥 自然沈殿				
工事着手予定年月日	既設				
工事完成予定年月日	既設				
使用開始予定年月日	既設				
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	連続24時間				
使用時間の季節的変動の概要	無し				
汚水等の処理施設の使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	項目	処理前		処理後	
		通常	最大	通常	最大
	水素イオン濃度	6.8~7.8		6.8~7.8	
	生物化学的酸素要求量(mg/l)	50	70	50	70
	化学的酸素要求量(mg/l)	90	100	82	92
	浮遊物質(mg/l)	30	50	30	50
	窒素含有量(mg/l)	5.4	6.5	2.7	3.5
	りん含有量(mg/l)	0.6	1	0.2	0.8
汚水量(m ³ /日)	6,000	6,000	6,000	6,000	

種類	1クラリファイヤー				
型式	中心軸駆動式沈殿槽				
構造	円筒鉄筋コンクリート				
主要寸法	直径12m×高さ3m				
能力	3,000m ³ /日				
処理方式	活性汚泥 自然沈殿				
工事着手予定年月日	既設				
工事完成予定年月日	既設				
使用開始予定年月日	既設				
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	連続24時間				
使用時間の季節的変動の概要	無し				

汚水等の処理施設の使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	項目	処理前		処理後	
		通常	最大	通常	最大
	水素イオン濃度	6.8~7.8		6.8~7.8	
	生物化学的酸素要求量(mg/ℓ)	50	70	50	70
	化学的酸素要求量(mg/ℓ)	90	100	82	92
	浮遊物質(mg/ℓ)	40	60	30	50
	窒素含有量(mg/ℓ)	22	30	12	20
	りん含有量(mg/ℓ)	2.8	3	0.4	1.5
	汚水量(m ³ /日)	3,000	3,000	3,000	3,000

種類	2クラリファイヤー
型式	中心軸駆動式沈殿槽
構造	円筒 鉄筋コンクリート
主要寸法	直径12m × 深さ3m
能力	3,000m ³ /日
処理方式	凝集沈殿
工事着手予定年月日	既設
工事完成予定年月日	既設
使用開始予定年月日	既設
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	連続24時間
使用時間の季節的変動の概要	無し

汚水等の処理施設の使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	項目	処理前		処理後	
		通常	最大	通常	最大
	水素イオン濃度	6.8~7.8		6.8~7.8	
	生物化学的酸素要求量(mg/ℓ)	300	350	120	150
	化学的酸素要求量(mg/ℓ)	250	300	100	120
	浮遊物質(mg/ℓ)	2,000	3,000	30	50
	窒素含有量(mg/ℓ)	1.3	2.0	1.0	1.4

	りん含有量(mg/ℓ)	0.2	0.5	0.2	0.5
	汚水量(m ³ /日)	2,500	3,000	2,500	3,000

5 排出水の汚染状態及び量

事業場から排出される排水の排水口における汚染状態及び量	排水口	1	
		通常	最大
	項目	6.8~7.8	
	水素イオン濃度	6.8~7.8	
	生物化学的酸素要求量(mg/ℓ)	50	70
	化学的酸素要求量(mg/ℓ)	82	92
	浮遊物質(mg/ℓ)	30	50
	窒素含有量(mg/ℓ)	8.0	12
	りん含有量(mg/ℓ)	0.3	0.5
	汚水量(m ³ /日)	8,000	9,000

事業場から排出される排水の排水口における汚染状態及び量	排水口	2	
		通常	最大
	項目	7.2~7.5	
	水素イオン濃度	7.2~7.5	
	生物化学的酸素要求量(mg/ℓ)	20	40
	化学的酸素要求量(mg/ℓ)	30	40
	浮遊物質(mg/ℓ)	20	30
	窒素含有量(mg/ℓ)	1.0	1.2
	りん含有量(mg/ℓ)	0.1	0.2
	汚水量(m ³ /日)	8	10

公 告

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成20年3月21日

福岡県知事 麻 生 渡

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

教育職員免許状原簿情報データベース構築（パンチ入力等）業務

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加できない者

ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

イ 次のいずれかに該当する事実があった後、2年間を経過していない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

(ア) 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(オ) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

(カ) (ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

ウ 資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

エ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

オ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 障害者雇用状況

キ 子育て応援宣言登録

3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）

オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

カ 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）

キ 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障害者を雇用しているときには、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）

ク 営業概要表（様式第5号）

ケ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等

コ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）

サ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）

シ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し

ス 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿

セ ISO9000シリーズ及びISO14000シリーズの認証を取得している場合には、その

登録証の写し

ソ 子育て応援宣言登録を行っている場合には、子育て応援宣言登録証の写し
タ 返信用封筒（290円切手を貼付した長形3号封筒）

(2) 申請書（有償）の入手先

ア 名称 政府刊行物県庁内サ - ビスステ - ション

イ 住所 〒812 - 0045 福岡市博多区東公園7番7号（福岡県庁総合売店内）

ウ 電話 092 - 641 - 7838

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先

ア 名称 福岡県総務部総務事務センター調達班

イ 住所 〒812 - 8577 福岡市博多区東公園7番7号

ウ 電話 092 - 643 - 3092（ダイヤルイン）

(4) 申請書の受付期間

この公告の日から平成20年4月18日（金）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 資格審査結果の通知

入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この公告に基づき資格を取得したときから平成21年9月末日までとする。

(2) 当該期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成21年7月中に実施する「福岡県が発注する物品の製造等の競争入札に参加する者に必要な資格審査」の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける特定役務の契約について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年3月21日

福岡県知事 麻生 渡

1 競争入札に付する事項

(1) 契約事項の名称

教育職員免許状原簿情報データベース構築（パンチ入力等）業務委託契約

(2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

(3) 契約期間

契約締結の日から平成21年3月31日まで

(4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成19年3月福岡県告示第711号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の審査申請書に必要な事項を記入の上、平成20年4月18日（金）午後5時00分までに次の(3)の部局へ提出すること。

(1) 申請書の入手先

政府刊行物県庁内サービスステーション（福岡県庁地下総合売店）

〒812 - 0045 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092 - 641 - 7838

(2) 申請書の価格

一部500円（消費税込み。ただし、郵送により入手する場合は、郵送料について別途実費を徴収する。）

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812 - 8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092 - 643 - 3092 (ダイヤルイン)

4 入札参加条件 (地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

平成20年4月28日(月)現在において、次の条件をすべて満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

大 分 類	中 分 類	業 種 名	等 級
13	04	サービス業種その他 (調査統計)	A A
13	07	サービス業種その他 (ソフトウェア開発)	A A

(2) 当該契約を迅速かつ確実に履行できると認められる者

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者

(4) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱(平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達)に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)期間中でない者

(5) 個人情報・機密情報等の取扱規定が整備され、日本国内の企業にあってはJISQ15001の認証、もしくはプライバシーマークの取得があること。日本国外の企業にあってはこれと同等以上の資格を得ているもの。

(6) 過去に官公庁自治体より10万件以上の個人情報のパンチデータ作成業務を委託された実績を有すること。

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県教育庁教育企画部教職員課

〒812 - 8575 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092 - 643 - 3894 (ダイヤルイン)

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

(1) 期間

平成20年3月21日(金)から平成20年4月28日(月)までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで

(2) 場所

5の部局とする。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨。

9 入札書の提出場所、受領期限及び提出方法

(1) 提出場所

福岡県教育庁教育企画部教職員課

〒812 - 8575 福岡市博多区東公園7番7号

(2) 受領期限

平成20年4月28日(月)午後5時00分

(3) 提出方法

直接又は郵便(書留郵便に限る。受領期限内必着。)で行う。

10 開札の場所及び日時

(1) 場所

福岡県教育庁第一会議室

福岡市博多区東公園7番7号 南棟4階

(2) 日時

平成20年4月30日(水)午前11時00分

11 入札説明会

(1) 場所

福岡県教育庁第一会議室

福岡市博多区東公園7番7号 南棟4階

(2) 日時

平成20年4月2日(水)午後2時00分

12 事前提出書類

上記4(5)、(6)に係る適合証明書を入札時まで提出すること。

- 「プライバシーマークの写し」等
- 「業務実績報告書（様式任意）」等

13 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により、再度の入札を行う。ただし、開札の際に入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合であって、そのすべての同意が得られれば直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあっては別に定める日時、場所において行う。

14 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額（税込金額）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額（税込金額）の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

15 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、13により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 金額の記載がない入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が2以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金が14の(1)に規定する金額に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

16 落札者の決定の方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

17 その他

(1) 契約書の作成を要する。

(2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。

(3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

(4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

(5) その他、詳細は入札説明書による。

18 Summary

(1) Contract matter

The contract to build an electronic database from the original paper-based teacher's license register.

- (2) Deadline for Tender
5 : 00 PM on April 28, 2008
- (3) Contact Point for the Notice : The personnel Division, Educational Planning Department, Fukuoka Education Bureau, 7-7, Higashikoen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812-8575, Japan
TEL 092-643-3894

公告

福岡県職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則案について、平成19年12月28日から平成20年1月28日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、原案のとおり平成20年3月17日に公布しました。

平成20年3月21日

福岡県知事 麻 生 渡

問い合わせ先

生活労働部労働局労働政策課就業支援係

電話 : 092 - 643 - 3592

メールアドレス : rosei@pref.fukuoka.lg.jp

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業の一部を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成20年3月21日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 処分をした年月日
平成20年3月11日
- 2 処分を受けた者の商号等

商 号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許 可 番 号
株式会社浜内工業	行橋市大橋1 - 10 - 1	濱内 美智子	平成15年12月19日・平成16年9月8日・平成17年5月9日・平成18年1月26日・平成20年1月10日 福岡県知事許可（特・般 - 15・16・17・19） 第60561号

3 処分の内容 建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の一部の停止

(1) 停止を命じる営業の範囲

建設業に係る営業のうち、次のア又はイに該当する建設工事に係る営業

ア 国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注するもの

イ 建設費について、国又は地方公共団体の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれに類するものをいう。）の交付を受けているもの（アに該当するものを除く。）

(2) 停止期間

平成20年3月21日から平成20年6月18日までの90日間

4 処分の原因となった事実

株式会社浜内工業の前代表取締役は、平成18年12月27日施行の福岡県行橋市発注に係る「祇園町地区面整備汚水函渠築造工事（8工区）」の指名競争入札に参加するに際し、他の入札参加業者らと共謀の上、談合を行ったことにより、福岡地方裁判所小倉支部から、懲役1年（執行猶予3年）の刑の宣告を受け、平成20年1月5日にその刑が確定した。

ことことは、建設業法第28条第1項第2号及び第3号に該当する。

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第5号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで「共済事業を行う中小企業等協同組合の経営の健全性を判断するための基準等に関する規程」を定めたので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県商工部経営金融課に備え置きます。

平成20年3月21日

福岡県知事 麻 生 渡

1 意見募集をしなかった理由

このことについては、「証券取引法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、並びに「中小企業等協同組合法施行規則」の規定に基づき、中小企業等協同組合法施行規程が定められたことに伴って、福岡県における規程を定めたものですが、福岡県行政手続条例第37条第4項第5号に該当するため、意見公募手続を実施しなかったものです。

2 告示の公布日

平成19年8月31日

定価 一箇月二、三五〇円（税込・郵便料別）

〔発行〕〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県 総務部行政経営企画課（電話 092-643-3030）
〔印刷〕〒812-0007 福岡市博多区東比恵2丁目9番1号 九州チエージェツ株式会社（電話 092-411-8867）



印刷紙等100%再生紙を使用しています